

異常行動の会社 社会的信用を失墜させる

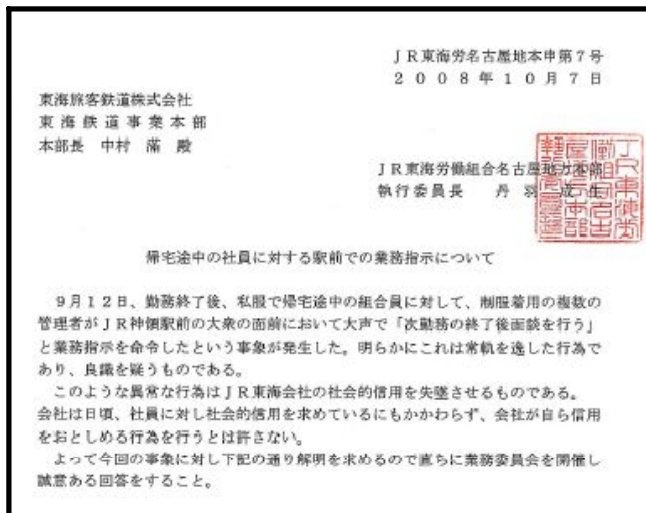
勤務を終了し帰宅のため駅に向かっていた組合員に対して、公道上において、汗を拭き拭き走って来た管理者が、大きな声で「次勤務の終了後、面談を行う。」という業務指示を行いました。組合員は勤務時間外でそれも敷地外、なぜ業務指示を

受けるのか意味が分かりませんでした。

会社は日頃、社員には私的な時間、通勤時間等、JR社員として相応しい服装・行動の自覚を求めています。

今回の事象は、一般の人々が見ている公道で制服姿の管理者が大きな声で業務指示を行うなことは考えられないことです。まさに、常軌を逸した行動です。JR東海の

社会的信頼を失墜させる行為であり、許されるものでありません。



記

1. 2008年9月12日、勤務終了後に帰宅途中の組合員に対し駅前業務指示した事象があるか調査し返答すること。
2. 勤務時間外・職場外の業務指示は職権の濫用であり、業務指示の有効性にもかかわらず、この様な事が普段から行われているか調査すること。



左奥に見える建物はJR神領駅



組合員はこんな場所で通告受けた

私たちJR東海労名古屋地本は、この様な会社の異常な行為に説明を求め「申7号」を10月7日提出しました。